

# 学校図書館市民開放要綱

古賀東中学校

## 1 目的

学校の図書館を市民に開放し、学校施設を地域に開かれたものとする事により、生涯学習に貢献し、保護者や地域住民との連携を一層深め、「学びの場を拠点とした地域コミュニティの形成」に寄与する。

## 2 開館日等について

- (1) 開始日 平成27年10月13日(火)
- (2) 開館日 火曜～木曜(祝日は除く)
- (3) 開館時刻 9:30～11:30 14:30～16:30
- (4) 閉館日
  - ・学校行事等の都合により、利用不可の日(学校行事を優先する)
  - ・学校司書が出張等で不在の日
  - ・年度末、年度初め休業中、夏季休業中、冬季休業中

\*閉館日については、学校HPで事前に知らせる。

## 3 利用等に関して

- (1) 利用者は事務室で、図書館利用の旨を伝え、次の手続きを行った上で図書館に入館する。
  - ・本人確認できる資料等の提示(初回のみ、2回目以降は『利用者カード』の提示)
  - ・利用者名簿への必要事項の記入
  - ・来校者名札の受け取り(初回のみ、2回目以降は『利用者カード』の提示)
- (2) 利用者が来校した際、事務官は職員室と図書館に必ず連絡する。
- (3) 利用者は、初回来館時に図書館で『利用者カード』を作成する。
- (4) 管理職は、市民利用者が来校している場合、必ず定期的に図書館及び行内の巡回を行う。
- (5) 利用者は事務室で次の手続きを行った上で退行する
  - ・利用者名簿への必要事項の記入
  - ・来校者名札の返却
- (6) 教職員の指示に従わず利用者が迷惑行為をした場合、図書館利用資格を取り消す。

## 4 貸出規定

- (1) 利用者は、原則として古賀市民とする。
- (2) 図書の貸出期間は1週間とし、1人3冊までとする。
- (3) 延滞者には、返却が完了するまで新たな貸出をしない。
  - ・1週間以上延滞した場合は、返却督促を行う。
- (4) 図書等を紛失した場合は、必ず司書に申し出る。原則として、本人が同一図書等を現物で弁償する。

## 5 貸出・返却の仕方

### (1) 貸出

希望図書をカウンターに持っていき、貸出台帳に記入しコンピュータ処理を依頼する。

### (2) 返却

貸出図書をカウンターに持っていき、コンピュータ処理を依頼する。

\*閉館時は、図書館入口外のブックポストに返却する。

## 6 図書館利用の心得

(1) 返却日を厳守し、無断で図書を持ち出さない。

(2) 利用した図書等は元の場所に戻すと共に、丁寧に扱う。

(3) 利用した机・いす、机上等は丁寧に片付ける。

(4) 他人の迷惑になる行為をしない。

(5) 利用に際しては、必ず教職員の指示に従う。

## 7 その他、市民開放に関連して

(1) 図書館への案内掲示物の作成

(2) 『利用者カード』の準備、コンピュータ処理の対応

(3) 毎月利用計画の作成（学校 HP での発信）\*特に利用不可日のお知らせ

\*学習での図書館利用の際、教職員は利用日の1週間前には司書に連絡する。

(4) 行政区への通信等の回覧、学校 HP への掲載